

決 定 要 旨

被 審 人（本 店） 東京都中央区八重洲2丁目8番5号

（商 号） 株式会社東理ホールディングス

上記被審人に対する平成24年度（判）第30号金融商品取引法（以下「法」という。）違反審判事件について、法185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金300万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成25年2月6日

2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成24年12月5日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項4号に該当

被審人は、東京都中央区八重洲2丁目8番5号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第二部に上場されている会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び有価証券報告書の訂正報告書（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成20年 6月30日	第4期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成19年4月1日 ～平成20年3月31日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲10,199百万円であるところを▲9,407百万円と記載	・貸倒引当金繰入額の過少計上等
2	平成20年 8月8日	第4期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書の訂正報告書	平成19年4月1日 ～平成20年3月31日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲10,199百万円であるところを▲9,572百万円と記載	・貸倒引当金繰入額の過少計上等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
3	平成 22 年 2 月 15 日	第 4 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書の訂正報告書	平成 19 年 4 月 1 日 ～平成 20 年 3 月 31 日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲10,199 百万円であるところを▲9,572 百万円と記載	・貸倒引当金繰入額の過少計上等

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

2 法令の適用

1 の表に掲げる事実につき

番号 1

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）172 条の 2 第 1 項本文、24 条 1 項

番号 2 及び 3

旧金融商品取引法 172 条の 2 第 1 項本文、24 条の 2 第 1 項、7 条

番号 1、同 2 及び同 3 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに旧金融商品取引法 185 条の 7 第 2 項及び平成 20 年内閣府令第 79 号による改正前の金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（以下「旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令」という。）61 条の 2 を適用する。

3 課徴金の計算の基礎

1 の表に掲げる事実につき

番号 1、同 2 及び同 3

旧金融商品取引法 172 条の 2 第 1 項本文の規定により、被審人の第 4 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第 4 期有価証券報告書」という。）、第 4 期有価証券報告書に係る平成 20 年 8 月 8 日提出の訂正報告書（以下「第 4 期有価証券報告書の訂正報告書（平成 20 年 8 月 8 日提出）」という。）及び第 4 期有価証券報告書に係る平成 22 年 2 月 15 日提出の訂正報告書（以下「第 4 期有価証券報告書の訂正報告書（平成 22 年 2 月 15 日提出）」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額

第 4 期有価証券報告書	595,519 円
第 4 期有価証券報告書の訂正報告書 （平成 20 年 8 月 8 日提出）	595,519 円
第 4 期有価証券報告書の訂正報告書 （平成 22 年 2 月 15 日提出）	595,519 円

が

② 3,000,000 円

を超えないことから、

第4期有価証券報告書については、3,000,000 円

第4期有価証券報告書の訂正報告書（平成20年8月8日提出）については、
3,000,000 円

第4期有価証券報告書の訂正報告書（平成22年2月15日提出）については、
3,000,000 円

となるが、第4期有価証券報告書、第4期有価証券報告書の訂正報告書（平成20年8月8日提出）及び第4期有価証券報告書の訂正報告書（平成22年2月15日提出）が、いずれも第4期事業年度に係るものであることから、旧金融商品取引法185条の7第2項及び旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令61条の2の規定により、3,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第4期有価証券報告書に係る課徴金の額

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000)$$

$$= 1,000,000 \text{ 円}$$

第4期有価証券報告書の訂正報告書（平成20年8月8日提出）に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000)$$

$$= 1,000,000 \text{ 円}$$

第4期有価証券報告書の訂正報告書（平成22年2月15日提出）に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000)$$

$$= 1,000,000 \text{ 円}$$

となる。